

会計と会計監査規則

第1章 会費

第1条 会費は年間 2,000 円とします。

第2条 会費は生徒会活動に使われます。

第3条 金銭の出納、保管は会計職員に依頼します。

第2章 予算の決定

第4条 予算の決定は次のように行われます。

1. 予算委員会で原案を作成する。
2. 生徒評議会で決定する。
3. 生徒総会で報告する。

第5条 予算委員会は、生徒会役員、各学年委員長、専門委員長、各部活動部長で構成します。

第3章 附則

第6条 委員の任期は会則に準じます。

第7条 この規則の改正は生徒評議会でを行い、次の総会に報告します。

第8条 この規則は令和3年4月1日から実施します。